

岐阜市地域包括支援センター南部よりお知らせ

身体の衰えが心配、物忘れが心配という65歳以上の方にお知らせです！

介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護、通所介護を基本チェックリストの判定で利用することができます！

まだ寒い日が続きますが桃の節句も過ぎていよいよ春到来ですね。

社会性を保つことができ、日常生活の不活性化を防止することができている方は身体機能を維持できている方が多い傾向があります。介護状態にならないように予防するための制度が「介護予防・日常生活支援総合事業」です。基本チェックリストを行い該当すれば以下のような事業が利用できます。

基本チェックリストとは？

65歳以上の方の心身の機能が低下していないかチェックするためのものです。



このような事業が利用できます！

- ・訪問介護相当サービス(訪問介護サービス)
- ・通所介護相当サービス(デイサービスなど)
- ・短期集中型サービス(まめかな訪問事業、運動器機能向上事業、口腔機能向上事業、認知症予防事業)

⇒詳しくは地域包括支援センター南部職員が説明させていただきます。

基本チェックリストは誰が行うの？

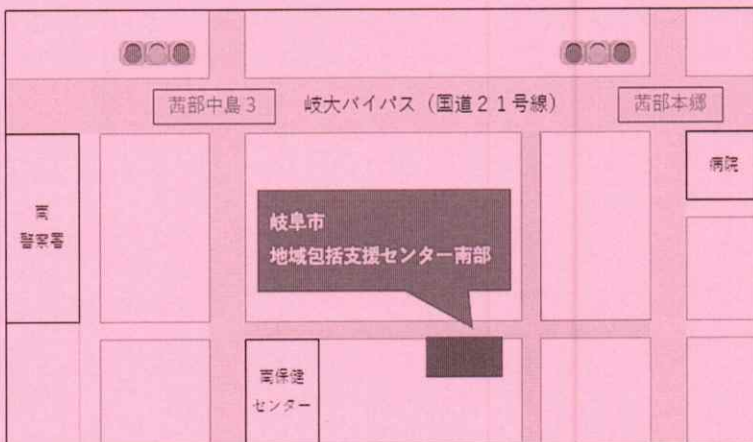
地域包括支援センターの職員が行います！

基本チェックリストをするのにお金はかかるの？

無料です。お金の支払いはありません。

訪問によるご相談も承っております。

お気軽にご相談ください。



岐阜市地域包括支援センター南部

岐阜市茜部菱野1-65-2

河八ビル1階 1-B号室

058-275-0173



開所日・時間：月～土 8:30～17:00 日・祝・年末年始は除く（開所時間外の緊急時の相談は転送電話で対応）

※土曜日午後は職員が少なくなるため、相談は可能であれば午前でお願いします。